（債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三十九条　債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号を次のように改める。

九　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第二条第五号を次のように改める。

五　国立研究開発法人情報通信研究機構

第三条第十五号中「により」の下に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第三条の」を加える。

（総合法律支援法施行令の一部改正）

第四十条　総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　雑則（第十八条・第十九条）」を「第四章　不要財産（第十八条―第二十四条）　第五章　雑則（第二十五条）」に改める。

第十五条第二項中「。第十八条において「準用通則法」という。）第四十六条第一項」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　不要財産

第十八条を次のように改める。

（不要財産の国庫納付）

第十八条　支援センターは、法第四十七条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産（同項に規定する政府出資等に係る不要財産をいう。第二十条第一項において同じ。）の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、法第四十七条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一　現物による国庫納付に係る不要財産の内容

二　不要財産と認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

五　現物による国庫納付の予定時期

六　その他必要な事項

2　支援センターは、法第四十七条の二第一項本文の認可を受けたときは、法務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

第十九条第三項第一号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条を第二十五条とする。

第十八条の次に次の六条及び章名を加える。

（中期計画に定めた不要財産の国庫納付）

第十九条　支援センターは、法第四十五条第三項の中期計画において法第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を法務大臣に通知しなければならない。

2　法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3　支援センターは、第一項の規定による通知を行ったときは、法務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第二十条　支援センターは、法第四十七条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（以下「譲渡収入による国庫納付」という。）について、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一　譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二　不要財産と認められる理由

三　納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

四　当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額

五　譲渡によって得られる収入の見込額

六　譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

七　当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

八　譲渡の方法

九　譲渡の予定時期

十　譲渡収入による国庫納付の予定時期

十一　その他必要な事項

2　支援センターは、法第四十七条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を法務大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額（第二十二条第一項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という。）

三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四　譲渡をした時期

3　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4　法務大臣は、第二項の規定による報告書の提出を受けたときは、法第四十七条の二第二項本文の規定により法務大臣が定める基準に従い算定した金額を支援センターに通知するものとする。

5　支援センターは、前項の規定による通知を受けたときは、法務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。

（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第二十一条　支援センターは、法第四十五条第三項の中期計画において法第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を法務大臣に通知しなければならない。

2　法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3　前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による通知があった場合について準用する。

（簿価超過額の国庫への納付）

第二十二条　支援センターは、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額（以下この条において「簿価超過額」という。）があった場合には、法第四十七条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二十条第五項（前条第三項において準用する場合を含む。）の法務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2　支援センターは、簿価超過額があった場合において、法第四十七条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二十条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一　譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二　帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

三　簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3　支援センターは、法第四十七条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、法務大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。